



岩手労働局発表
令和元年 10 月 9 日

担 当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 川上 明 主任監察監督官 熊谷 久 (電話) 019-604-3006 (FAX) 019-604-1534
--------	---

過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを 実施します

～ 11 月は「過労死等防止啓発月間」です ～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

岩手労働局においては、月間中、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【過重労働解消キャンペーン概要】（詳細は別添 1～3 参照）

1 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進します。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページ等を通じて紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して監督指導を実施します。

なお、昨年の監督指導結果については、岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/kekkakouhyou.pdf>

を参照願います。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

【過労死等防止対策推進シンポジウム】（詳細は別添 4 参照）

盛岡市において、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へをテーマとしてシンポジウム（参加無料）を開催します。

開催日時；令和元年 11 月 15 日（金）13：30～16：00（受付 13：00～）

会 場；岩手教育会館 2 階 多目的ホール（盛岡市大通 1 丁目 1-16）

「過労死等防止啓発月間」における取組について

1 実施期間

令和元年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。なお、都道府県労働局においても同様の取組を行います。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

（3）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{なくしましょう} 7 9 4 - ^{長い残業} 7 1 3
[実施日時] 令和元年 10 月 27 日 (日) 9 : 00 ~ 17 : 00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。
ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15)

イ 労働条件相談はっとライン (委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{は い !} 8 1 1 - ^{労働} 6 1 0
[相談受付時間] 月 ~ 金 17 : 00 ~ 22 : 00、土日・祝日 9 : 00 ~ 21 : 00
[URL] <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に、全国で合計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

[URL] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

岩手県では、盛岡市において、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へをテーマとしてシンポジウム(参加無料)を開催します。

開催日時 ; 令和元年 11 月 15 日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 00 (受付 13 : 00 ~)

会 場 ; 岩手教育会館 2 階 多目的ホール (盛岡市大通 1 丁目 1 - 16)

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることの
できる社会へ



過労死 **(ゼロ)** 実現のために

- ☒ 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- ☒ 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- ☒ 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- ☒ 勤務間インターバル制度をご存知ですか？

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-811-610** (フリーダイヤル)

受付時間：平日 17:00~22:00 / 土・日・祝日 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-565-455** (フリーダイヤル)

受付時間：月・火 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

メール相談：<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、
役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

- 過労死等防止対策推進全国センター <http://karoshi-boushi.net/>



- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>



- 過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル **0120-053-006**
(月~金 9:00~17:30)



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。



専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

厚生労働省などでは、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に位置づけました。

事業主の
皆さまへ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



働き過ぎていませんか?



働くことは大切。
でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを
理解していますか。
健康のために必要なのは、
適切な労働時間と健全な労働環境。
あなたは働き過ぎていませんか?
いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

0120-794-713

10月27日(日) 9:00~17:00

専用WEBサイト▶ 過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

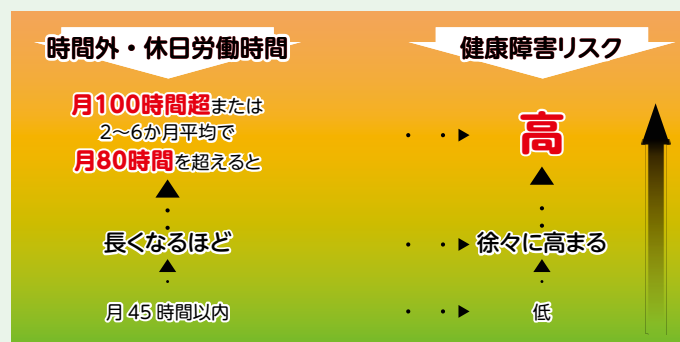
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。

(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル は い ! ろ う どう

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供) 労働基準 メール窓口 検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、
健康で充実して働き続ける
ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の
労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が
損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方
のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、
防止対策について探ります。

●基調講演

「『労災認定基準』を過労死予防に活用しましょう」

青木 慎一郎 氏

(岩手県立大学 健康サポートセンター 特任教授 岩手県立大学名誉教授)

【講師略歴】

昭和52年 弘前大学医学部卒業、弘前大学神経精神医学講座医員
平成10年 岩手県立大学社会福祉学部助教授
平成15年 岩手県立大学社会福祉学部教授
平成24年 岩手産業保健総合支援センター 産業保健相談員
平成27年 同メンタルヘルス対策推進特別アドバイザー
平成28年 岩手県立大学健康サポートセンター・特任教授・岩手県立大学名誉教授

日時

2019年11月15日(金)

13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

岩手教育会館 2階 多目的ホール
(盛岡市大通一丁目1-16)

【定員】100名

**参加
無料**

主催：厚生労働省 後援：岩手県、盛岡市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岩手弁護士会、岩手県経営者協会、連合岩手、いわて労連、
岩手県教職員組合、働く者の生命・健康を守る会、岩手県医師会、岩手県予防医学協会、岩手看護協会、岩手障害者職業センター、岩手産業保健総合支援センター

プログラム

【遺族からの声】 菊池有美子 氏

【基調講演】「『労災認定基準』を過労死予防に活用しましょう」

青木 慎一郎 氏 (岩手県立大学 健康サポートセンター 特任教授 岩手県立大学名誉教授)

【パネルディスカッション】 ～会社は何をすべきか～

脳・心臓疾患、精神疾患による休業や死亡を予防するため、
また発生時や復職に向けて会社は何をすればいいのか考えます。

コーディネーター：藤井 由里 氏 (臨床心理士、精神保健福祉士、産業カウンセラー)

パネリスト：青木 慎一郎 氏 (岩手県立大学 健康サポートセンター 特任教授 岩手県立大学名誉教授)

田巻 健治 氏 (岩手県予防医学協会 医局長・循環器科部長)

新宮 由紀子 氏 (株式会社長島製作所 代表取締役社長)

菅生 るみ子 氏 (アマタケ株式会社 看護師、岩手産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員)

山口 優子 氏 (岩手障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー)

コーディネーター プロフィール

藤井 由里 氏

臨床心理士、精神保健福祉士、産業カウンセラー

大学病院精神科・地域精神病院等、医療分野で臨床心理士として勤務したのち、労働分野に活動域を広げ、現在は岩手産業保健総合支援センターにおいて、産業保健相談員として勤務。

職場のメンタルヘルス対策全般 (不調の予防から職場復帰支援まで) の進め方や職場におけるカウンセリングの進め方等の相談対応、事業所における管理監督者教育、支援を希望する事業所への個別訪問支援のほか、自治体、福祉団体等の研修講師、及び行政機関の専門相談等を務めている。

●会場のご案内

岩手教育会館 2階 多目的ホール

(盛岡市大通一丁目1-16)

・JR盛岡駅より徒歩15～20分

・JR盛岡駅よりバス(でんでんむし)16番より乗車・約10分 左回りにて「盛岡城跡公園」下車

●参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お 名 前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】

・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。・個人情報はご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<http://www.p-unique.co.jp/privacy>) に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク